

厚生労働科学研究費補助金

分担研究報告書

労働安全衛生法第 42 条から第 44 条の 2 までの逐条解説

研究協力者 森山 誠也 労働基準監督官

研究要旨

本分担研究は、労働安全衛生法第 5 章第 1 節（機械等に関する規制）のうち第 42 条から第 44 条の 2 まで規定に係る逐条解説である。

（未了）

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

- ① 時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。
- ② 安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。
- ③ 安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、枝番号や附則を除き 123 条ある労働安全衛生法のうち第 42 条から第 44 条の 2 までについて、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

労働基準監督官の職務経験のある分担研究者が、本法及びこれに基づく命令、これに関する解釈例規、関係法令に係る学術書等を検討して研究班会議で報告し、本法の制定・改正に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを心得て洗練させた。

なお、報告書文案の作成に際して、技術的な不明点については、メーリングリストで班員その他の専門家に照会した。

C. 研究結果

1 第 42 条

1.1 条文

（譲渡等の制限等）

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

1.2 趣旨

本条は、何人も、特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないことを定めたものである。

本条の趣旨は、施行通達で次のように簡潔に説明されている（他の条文と纏めて記載されている箇所についてはそのまま引用した）。

発 基 第 9 1 号
 昭和 47 年 9 月 18 日
 都道府県労働基準局長 殿
 労働事務次官
 労働安全衛生法の施行について
 記

第三 概要
 五 機械等および有害物に関する規制(第

五章関係)

(一) 機械等に関する規制

機械等の使用段階における安全を確保するためには、製造、流通段階において一定の基準によらしめることが重要であることにかんがみ、この法律では、製造、流通過程における規制を一段と強化したものであること。

すなわち、機械等に関する規制については、

- イ 特に危険な作業を必要とする機械等の製造の許可、検査についての規制
 - ロ 危険な作業を必要とする機械等の譲渡等の規制
 - ハ 機械の危険部分の防護に関する規制
 - ニ 機械等の検定
 - ホ 機械等の定期自主検査に関する規制
- について定められた。

このうち、特に危険な作業を必要とする機械等について、従来、労働基準法第四十六条第二項において規定されていた設置認可および変更認可の制度は、設置届および変更届にそれぞれ改められることとなつた。

製造認可は、製造許可と文言を改めたが、その実質的性格に変更はなく、検査制度も従前のおりであること。

機械等の検定は、従来の性能認定、検定および耐圧証明の制度を統合して一本化したものであること。

また、ILO 一一九号条約の趣旨に則り、作動部分上の突起物その他の危険

部分が防護されていない機械の譲渡、貸与および譲渡、貸与のための展示が一切禁止されることとなつたものであること。

基 発 第 602 号

昭和 47 年 9 月 18 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働安全衛生法および同法施行令の施行について

記

I 法律関係

10 機械等に関する規制

(1) 第三十八条関係

- イ 第一項の「特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者」とは、所定の手続により使用を廃止した特定機械等を再び設置しようとする者のほかに、第四条の性能検査を受けないで六月以上の期間を経過した特定機械等（移動式のものを除く。）または当該性能検査を受けなかつた移動式の特定機械等を再び使用しようとする者をいうものであること。

なお、本条第一項は、使用を廃止した特定機械等について、これを譲渡し、または貸与しようとする者が譲渡または貸与に先立つて検査を受けることを妨げるものではないこと。

- ロ 本条第二項の「特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者」には、法第四条の性能検査を受けないで、六月未満の期間を経過した移動式以外の特定機械等を再び使用しようとする者が含まれるものであること。

(2) 第四〇条関係

本条の「検査証」とは、有効期間内の検査証をいうものであること。

(3) 第四三条関係

イ 本条の「作動部分上の突起物」とは、セットスクリュー、ボルト、キーのごとく作動部分に取り付けられた止め具等をいうものであること。

ロ 本条の「譲渡若しくは貸与の目的での展示」には、店頭における陳列のほか、機械展における展示等も含まれるものであること。

(4) 第四四条関係

従来、性能認定および耐圧証明の対象とされていた機械等のうち、性能認定対象機械等にあつては法施行前に譲渡または設置されたもの、耐圧証明対象機械にあつては法施行前に当該耐圧証明を受けたものについては、第二項から第四項までの規定は、適用されないものであること。

また、令第一三条第三号の防爆構造電気機械器具のうち、昭和四六年四月一日前に製造または輸入され、防爆構造電気機械器具検定規則（昭和四四年労働省令第二号）による検定に合格する前に譲渡または設置されたものについても同様とすること。

なお、令附則第六条ならびに機械等検定規則（昭和四七年労働省令第四五号）附則第三条および第四条の規定による経過措置に係る機械等で、法第四四条の検定に合格する前、当該経過措置期間中に、譲渡または設置されたものについても同様とすること。

1.3 条文解釈

（未了）

1.3.1 「特定機械等以外の機械等で、…政令で定めるもの」

（未了）

1.3.2 「厚生労働大臣が定める規格又は安全装置」

（未了）

1.3.3 「具備」

（未了）

1.3.4 「譲渡」

（未了）

1.3.5 「貸与」

（未了）

1.3.6 「設置」

（未了）

1.4 適用範囲

（未了）

1.4.1 鉱山における保安

1.4.2 船舶安全法

1.4.3 外国

1.5 沿革

（未了）

1.5.1 労働基準法前後

労働基準法案の作成に際し、労務法制審議会は、昭和21年9月、労働基準法案の公聴会原案を作成して公聴会を実施した。この公聴会原案には、次のとおり、安全装置を具備しない一定の機械の譲渡制限等を定める規定が盛り込まれていたが、これについて特段の意見は出されなかった¹。

労働基準法案（公聴会原案）

（安全装置）

第四十二條 危険な作業を必要とする機械器具は、命令で定める安全装置を具備しなければ譲渡又は貸与若しくは設置して

はならない。

特に危険な作業を必要とする機械器具については主務大臣が必要ありと認めるときは、これが製造、変更若しくは設置前に豫め行政官廳の許可を受けさせることができる。

その後、第8次案修正案で、「危険な作業を必要とする機械器具」と「安全装置を具備しなければならない」の間に「必要な規格又は」の句が挿入された²。

（未了）

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）

（安全装置）

第四十六條 危険な作業を必要とする機械及び器具は、必要な規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸與し、又は設置してはならない。

特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、変更し、又は設置してはならない。

前二項の機械及び器具の種類、必要な規格及び具備すべき安全装置は、命令で定める。

この規定について、寺本廣作が著書³の中で次のように解説している。

【解説】第十二回國際労働會議では、危険を伴ふ種類の機械は法令によつて要求される安全装置を備へるものでなければこれを供給し又は据え付けることが出来ないという原則を、法令で確立することを勧告してゐる。英國工場法第十七條は同様の趣旨の規定を設けてゐる。我が國では汽罐取締令第五條で汽罐の設置について行政官廳の許可を要することゝされてゐたものゝほか、

國の法令で定めたものはなかつたが労働災害の實積よりすれば汽罐に限らず他の危険を伴ふ機械器具についても同様の規定を設ける必要が認められ、中には地方廳令で特別の取締規則を定めてゐた事例もあつたので本條で安全装置に関する一般原則を定めることゝした。取締りの程度については必ずしも具體的なひとつひとつの場合に行政官廳が關與しなくても豫め一定の安全装置の基準を定めて置けば足りるものも多いので、本條第一項ではかかる程度の機械器具については一定の基準による規格及安全装置を具備しなければ譲渡し、貸與し、又は設置し得ないことを定めるに止めた。労働安全衛生規則第三十四條は研磨盤、丸のこ盤以下數種の機械器具についてこの趣旨の規定を設けたものである。汽罐の安全装置、調帶の繼金具等の如く、取締上必ずしも個々の取引行爲について行政官廳の關與が必要でなくても、たゞ一定の基準を示すに止めるだけでは不十分なものについては同規則第三十六條で同一種類のものの性能について労働省労働基準局長の認定を必要とすることゝした。危険性の特に高い機械器具については製造、変更又は設置について、本條第二項で豫め行政官廳の認可が必要とされ、この規定に基づき労働安全衛生規則第三十七條は熔接による汽罐又は特殊汽罐の製造について労働省労働基準局長、同第三十七條は汽罐又は特殊汽罐、揚重機等の設置について所轄労働基準監督署長の認可を必要とすることを規定した。製造について行政官廳の認可を必要としたのは元の汽罐取締令第六條の如く製造後に於て罐體検査を行ふのでは、不合格になる場合、經濟的損害が多いので之を防止することに主眼

を置いたためである。

（未了）

1.5.2 労働安全衛生法

本法公布・施行時の本条の規定は次のとおりであった。

（譲渡等の制限）

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

本条は、労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和63年5月17日法律第37号）により次のとおり見出しが「（譲渡等の制限等）」に改正され、昭和63年10月1日施行された。

また、中央省庁等改革関係法施行法（平成11年12月22日法律第160号）により次のとおり中央省庁再編に伴う字句の整理が行われ、平成13年1月6日に施行された。

（譲渡等の制限等）

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

その後、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十五年七月二日法律第百二号）により次のとおり改正され、現在に至って

いる。

（譲渡等の制限等）

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

以上のとおり、本条は、現在に至るまで3回改正されている。

1.6 運用

（未了）

1.7 国際労働基準

本条は、機械の防護に関する条約（ILO第119号条約）の国内担保法の一つであるが、同条約については2.5で述べる。

1.8 関連法令

（未了）

1.9 消費者安全、製造物責任等の分野の状況

（未了）

2 第43条

2.1 条文

第四十三条 動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは調速部分に厚生労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならない。

2.2 委任省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

第三章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制

（作動部分上の突起物等の防護措置）

第二十五条 法第四十三条の厚生労働省令で定める防護のための措置は、次のとおりとする。

- 一 作動部分上の突起物については、埋頭型とし、又は覆いを設けること。
- 二 動力伝導部分又は調速部分については、覆い又は囲いを設けること。

2.3 趣旨

本条は、動力に駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは調速部分に厚生労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならないことを定めたものである。

本条の趣旨は、昭和47年9月18日付け発基第91号「労働安全衛生法の施行について」（1.2参照）のほか、次のとおり解説される。

基 発 第 6 0 2 号
昭和 47 年 9 月 18 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働安全衛生法および同法施行令の施行について

記

I 法律関係

10 機械等に関する規制

(3) 第四十三条関係

イ 本条の「作動部分上の突起物」とは、セツトスクリュー、ボルト、キーのごとく作動部分に取り付けられた止め具等をいうものであること。

ロ 本条の「譲渡若しくは貸与の目的での展示」には、店頭における陳列のほか、機械展における展示等も含まれるものであること。

また、本条は、昭和47年9月18日付け発基第91号「労働安全衛生法の施行について」（1.2参照）でも解説されているように、機械の防護に関する条約（ILO第119号条約、第47回国際労働会議において1963年6月25日採択、1965年4月21日発効、日本では1973年6月27日国会承認、1973年7月31日批准書寄託、1973年8月10日公布・告示、1974年7月31日日本で効力発生⁴⁾ ⁵⁾第2部（第2条～第4条）の規定の国内担保法でもあるが、本条約については2.5で詳しく述べることとする。

2.4 条文解釈

2.4.1 「動力により駆動される機械等」

「機械等」については、第20条中に「機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）」との定義規定がある。

「動力により駆動される機械」は、本条約の英語正文では“power-driven machinery”であるが、本条の「動力」に人

力が含まれるかどうかについては、本条約第1条で「各国の権限のある機関は、人力によつて作動する機械（新品であるか中古品であるかを問わない。）について、労働者に傷害を与える危険があるかどうか及びどの程度の危険があるかを決定し、かつ、この条約の適用上機械と認めるかどうか及びどの範囲まで機械と認めるかを決定する。その決定は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議したうえで行なう。それらのいずれの団体も、その協議を提案することができる。」と規定しているが、本法及びこれに基づく命令の中に明確な規定は見当たらない。

そもそも、本法及びこれに基づく命令では、「機械」の定義が与えられていない。「機械」に人力によるものが含まれるかどうかについては、労働省安全衛生部編（1993年）『実務に役立つ労働安全衛生規則の逐条詳解』（全7巻、中央労働災害防止協会、平成5年）を見ると、労働安全衛生規則第25条の逐条解説（第1巻収録）にはその関係の記述はないが⁶、機械に係る一般的基準を規定する労働安全衛生規則第2編第1章第1節の解説（第2巻収録）において「本節では、機械による危険を防止するための一般基準を定めたものである。ここでいう機械は、あらゆる機械を指しており、主として動力機械を対象としているが、人力等の機械を対象外としているわけではない。」との見解が示されている。本法及びこれに基づく命令中「機械」の語は特に区別なく各所で使用されており、文理上は互いに相違は認められないことから、この見解は本法中の全ての「機械」にも及ぶものであるといえよう。

ところが、平成25年9月3日第2回労働安全衛生法における機械等の回収・改善命令制度のあり方等に関する検討会議事録をみると、本条の規定を含む労働安全衛生規則上の機械規制について、事務局（厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課）により「安衛則における「機械」の定義については、「機械包括安全指針」における機械の定義によることとしている。」⁷との説明が行われている。機械の包括的な安全基準に関する指針⁸では「機械」は「連結された構成部品又は部品の組合せで、そのうちの少なくとも一つは機械的な作動機構、制御部及び動力部を備えて動くものであって、特に材料の加工、処理、移動、梱包等の特定の用途に合うように統合されたもの」と定義されており、「動力部」の意義は、同指針の解説通達⁹で「動力部」に用いられる動力源としては、電力、内燃機関、油圧、空気圧等があり、人力のみによって動かされるものは「機械」には該当しないこと。」と解説されており、前掲の『逐条解説』の見解と矛盾することとなっている。

これは、この検討会の前年、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成24年1月17日厚生労働省令第9号、平成24年4月1日施行）により、機械に関する危険性等の通知を機械譲渡者等の努力義務とするとともに、その通知を促進するために厚生労働大臣は必要な指針を公表できることとする第24条の13が追加されたのに伴い、機械の定義が再整理され、「機械」の行政解釈が変更されたと考えることもできるが、本分担研究者の調査では明確な情報は不見当であった。なお、この第24条の13により「労働者に危険を及ぼし、又は労働者の

健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械（以下単に「機械」という。）」との文言が規定され、同条以下の労働安全衛生規則全体の「機械」の語がこのとき改めて定義されることとなった。労働安全衛生規則第 25 条には「機械」の語が出てこないことから、直接の影響を受けているわけではないが、上記検討会では第 25 条も同じ文脈で議論されている。

しかし、いずれにせよ、本条では「機械」でなく「機械等」となっており、「器具その他の設備」も含まれることから、「器具その他の設備」の部分で人力、家畜の力等によるものを読むこともできるだろう。ただし、その場合は、条約の「機械」（英語正文では machinery, 官報で公布された日本語文では「機械」）と労働安全衛生法ないし労働安全衛生規則の「機械」の意義が異なることとなる。

2.4.2 「作動部分上の突起物」

「作動部分上の突起物」とは、セットスクリュー、ボルト、キーのごとく作動部分に取り付けられた止め具等をいう¹⁰。

2.4.3 「譲渡若しくは貸与の目的で展示」

「譲渡若しくは貸与の目的での展示」には、店頭における陳列のほか、機械展における展示等も含まれるものである¹⁰。

2.5 機械の防護に関する条約（第 119 号）

本条約の国内担保法は、本条以外にも第 20 条、第 26 条、第 42 条等に分散しているが、便宜上、本条約の解説はここに全て纏めて記載することとする。

2.5.1 概要

本条約は、第 47 回国際労働会議において 1963 年 6 月 25 日に採択され、1965 年 4 月 21 日に効力が発生した国際労働条約であり、

日本では 1973 年 6 月 27 日に国会承認、1973 年 7 月 31 日に批准書寄託、1973 年 8 月 10 日に官報で公布・告示、1974 年 7 月 31 日に国内効力発生となったものである。

2.5.2 採択までの審議経過

（未了）

2.5.3 批准国

ILO のウェブサイトによれば、52 カ国が本条約を批准しているが、このうちノルウェーは本条約第 17 条第 1 項の規定に基づき特定の事業及び船舶等を適用除外対象として指定している¹¹。

図 1 に、本条約の批准状況を世界地図で表した。

2.5.4 国際労働機関による適用監視

（未了）

2.5.5 改正の必要性の決定

（未了）

2.6 沿革

（未了）

2.7 運用

（未了）

3 第43条の2

3.1 条文

第四十三条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第四十二条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ厚生労働省令で定める事項を通知することその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 次条第五項の規定に違反して、同条第四項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

二 第四十四条の二第三項に規定する型式検定に合格した型式の機械等で、第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（第四号において「規格等」という。）を具備していないもの

三 第四十四条の二第六項の規定に違反して、同条第五項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

四 第四十四条の二第一項の機械等以外の機械等で、規格等を具備していないもの

3.2 委任政省令

（未了）

3.3 沿革

（未了）

3.4 運用

（未了）

4 第44条

4.1 条文

（個別検定）

第四十四条 第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、別表第三に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録個別検定機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者（以下この項において「外国製造者」という。）以外の者（以下この項において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、厚生労働省令で定めるところにより、自ら登録個別検定機関が個々に行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

3 登録個別検定機関は、前二項の検定（以下「個別検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

4 個別検定を受けた者は、当該個別検定に合格した機械等に、厚生労働省令で定めるところにより、当該個別検定に合格

した旨の表示を付さなければならない。

5 個別検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

6 第一項の機械等で、第四項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

4.2 委任政省令

（未了）

4.3 趣旨

本条と次条の検定制度は、本法制定時には1つの条文で規定されており、制定時の施行通達ではその趣旨が次のとおり解説されている。

基 発 第 602 号

昭和 47 年 9 月 18 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働安全衛生法および同法施行令の施行について

記

I 法律関係

10 機械等に関する規制

(4) 第四四条関係

従来、性能認定および耐圧証明の対象とされていた機械等のうち、性能認定対象機械等にあつては法施行前に譲渡または設置されたもの、耐圧証明対象機械にあつては法施行前に当該耐圧証明を受けたものについては、第二項から第四項までの規定は、適用されないものであること。

また、令第一三条第三号の防爆構造電気機械器具のうち、昭和四六年四月一日前に製造または輸入され、防爆構造電気機械器具検定規則（昭和四四年

労働省令第二号)による検定に合格する前に譲渡または設置されたものについても同様とすること。

なお、令附則第六条ならびに機械等検定規則（昭和四七年労働省令第四五号）附則第三条および第四条の規定による経過措置に係る機械等で、法第四四条の検定に合格する前、当該経過措置期間中に、譲渡または設置されたものについても同様とすること。

その後、昭和52年法律第76号により旧第44条は新第44条（個別検定）と第44条の2（型式検定）の2つに分割して規定されることとなったが、その時の施行通達では次のように解説されている。

発 基 第 9 号
昭和53年2月10日
都道府県労働基準局長 殿

労働事務次官
労働安全衛生法及びじん肺法の一部
を改正する法律の施行について（労働安全衛生法関係）

記

第二 労働安全衛生法の改正の内容

一 検定制度の整備（第四四条から第四四条の三まで関係） 検定は、従来から危険又は有害な作業を必要とする等の機械等について行われていたが、その対象となる機械等の中には、溶接工作等の適否が当該機械等の安全性に重大な影響を及ぼすため、その工作等の適否を個々に調べなければならないものと、一定数量生産される機械等について、その型式ごとに現品とその製造、検査設備等を調べることにより、安全性が確認できるものがある。

後者の機械等については、従来から型式による検定方法を採用していたが、最近これらの機械等が増えている現状にかんがみ、検定を個別検定と型式検定とに明確に区分して、その整備を図つたこと。

4.4 運用

（未了）

5 第44条の2

5.1 条文

（型式検定）

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、別表第四に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録型式検定機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において同項本文の機械等を製造した者（以下この項及び第四十四条の四において「外国製造者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該機械等の型式について、自ら登録型式検定機関が行う検定を受けることができる。

一 当該機械等を本邦に輸出しようとするとき。

二 当該機械等を輸入した者が外国製造者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないとき。

3 登録型式検定機関は、前二項の検定（以下「型式検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が厚生労働省令で定める基準に適合して

いると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。

4 登録型式検定機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請者に交付する。

5 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を本邦において製造し、又は本邦に輸入したときは、当該機械等に、厚生労働省令で定めるところにより、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならない。型式検定に合格した型式の機械等を本邦に輸入した者（当該型式検定を受けた者以外の者に限る。）についても、同様とする。

6 型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

7 第一項本文の機械等で、第五項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

5.2 委任政省令

（未了）

5.3 趣旨

（未了）

5.4 運用

（未了）

D. 考察及び E. 結論

（未了）

F. 研究発表

1. 論文発表

無

2. 学会発表

無

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

無

2. 実用新案登録

無

3. その他

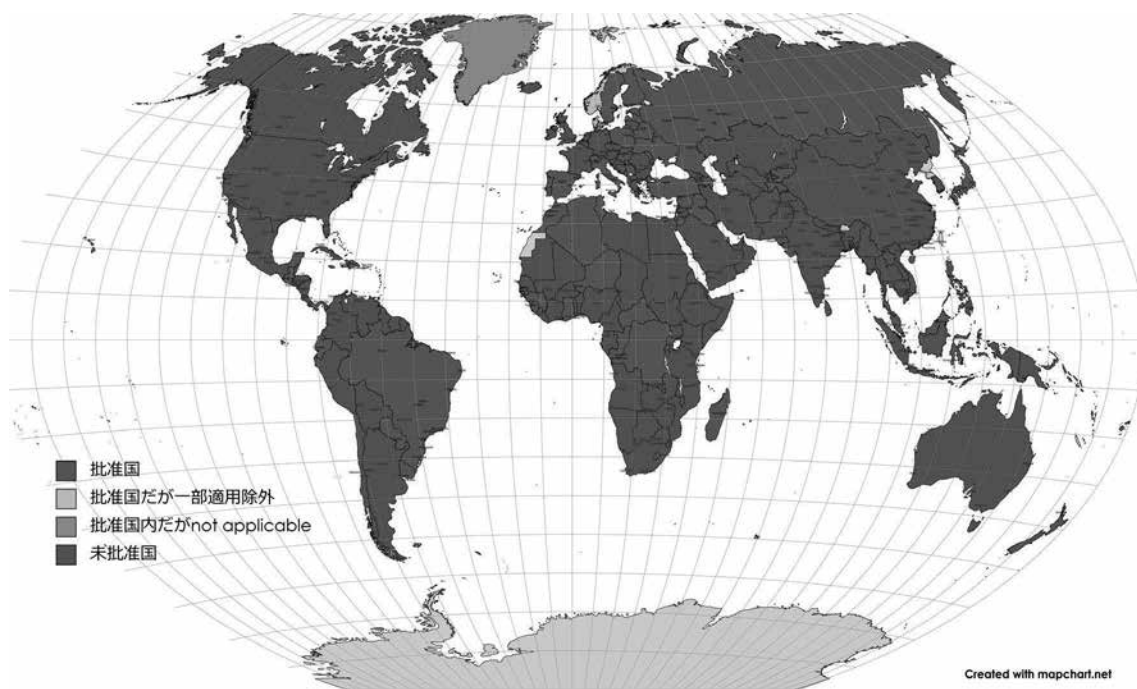
無

H. 引用文献

文末脚註のとおり。

添付資料

図 1 機械の防護に関する条約（ILO 第 119 号条約）の批准状況



文末脚注

-
- ¹ 寺本廣作『労働基準法解説』（時事通信社）（日本立法資料全集別巻 46 信山社）pp.114-225
 - ² 渡辺章編集代表『日本立法資料全集 51 労働基準法〔昭和 22 年〕（1）』（信山社） p.133
 - ³ 寺本廣作（1948 年）『労働基準法解説』（時事通信社） pp.264-265
 - ⁴ 外務省－条約検索－機械の防護に関する条約（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S49-0139.pdf>）
 - ⁵ International Labour Organization（国際労働機関）－ILO 駐日事務所－1963 年の機械防護条約（第 119 号）（https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239060/lang--ja/index.htm）
 - ⁶ 労働省安全衛生部編（1993 年）『実務に役立つ労働安全衛生規則の逐条詳解 第 1 巻 通則編』（中央労働災害防止協会） pp.129-132
 - ⁷ 平成 25 年 9 月 3 日「第 2 回労働安全衛生法における機械等の回収・改善命令制度のあり方等に関する検討会」議事録における高橋洋副主任中央産業安全専門官による説明（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000025592.html>）
 - ⁸ 平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号「「機械の包括的な安全基準に関する指針」の改正について」
 - ⁹ 平成 19 年 7 月 31 日付け基安安発第 0731004 号「「機械の包括的な安全基準に関する指針」の解説等について」
 - ¹⁰ 昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 602 号「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2043&dataType=1&pageNo=1）
 - ¹¹ International Labour Organization－NORMLEX－Ratifications of C119－Guarding of Machinery Convention, 1963 (No. 119)（https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NO RMLEXPUB:11300:0::NO::P11300_INSTRUMENT_ID:312264）